

八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金

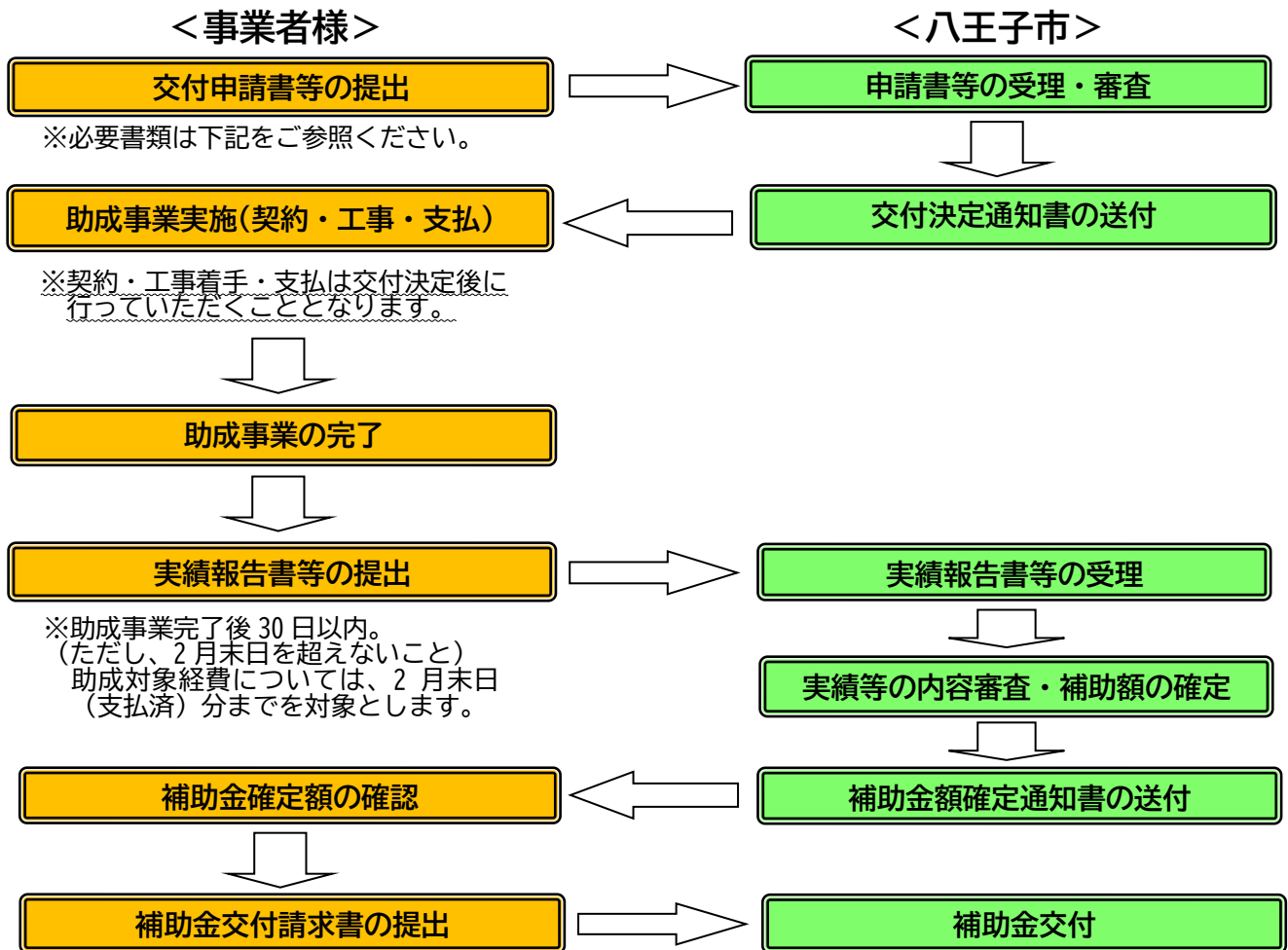
令和4年度 募集要項

八王子市では、市内で地域と調和することで持続的な発展を希望する都内中小企業者等が行う地域との共生を図るための取組に対し助成金を交付することにより、都内ものづくり企業等の市内における事業の継続を支援するとともに、市内ものづくり産業の維持・発展を図ります。

助成対象事業	<p>操業環境改善事業 (工場の操業により生ずる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮)</p> <p>(1)工場改修事業 市内の現工場及び市内の移転先工場における改修</p> <p>(2)工場移転事業 市内工場への移転及び市内工場の改修に伴う一時移転</p> <p>(3)設備更新・導入事業 市内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び市内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入</p> <p>※助成対象事業費の総額が100万円以上であり、2月末日までに実施完了する事業が対象となります。</p>
助成対象者	<p>(1)製造業又は機械修理業及びこれに準ずると認める事業を営む者</p> <p>(2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと</p> <p>(3)市内に本社又は事業所の登記があり(個人の場合は市内において開業しており)、都内において1年以上操業する企業、又は市外において1年以上操業し、新たに市内に移転する企業であること</p> <p>(4)法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと(個人の場合は個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと)</p>
助成対象経費	<p>操業環境改善事業</p> <p>(1)工場改修事業 ・市内現工場及び市内移転先工場の改修費用(施工費等)、建物付帯設備の整備費用(購入費・施工費等) ※新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。</p> <p>(2)工場移転事業 ・市内の工場移転に必要な機械等設備の輸送に係る費用(運搬費・保険費等)及び設置に係る費用(分解・組立・校正費等)</p> <p>・市内現工場の改修、増築、建替に伴う一時移転に必要な貸工場の賃借費、機械等設備の輸送に係る費用(運搬費・保険費等)及び設置に係る費用(分解・組立・校正費等)</p> <p>(3)設備更新・導入事業 ・市内現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に係る費用(購入費・施工費等)及び設置に係る費用(分解・撤去費等)</p> <p>・市内現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場敷地内に新たに設置する設備の導入に係る経費(購入費・施工費等)</p>
補助率及び補助上限額	<p>補助率 3/4 上限 375万円</p> <p>※補助額算出の際に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p>
申請手続き	<p>交付申請書及び添付書類(裏面参照)を助成事業実施(契約・工事・支払)前までにご提出ください。</p> <p>詳細は、八王子市のホームページをご覧ください。 (URL) https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/002/005/p024893.html</p>

※裏面もご覧ください

～ ものづくり企業地域共生推進助成金 交付手続フロー ～



◎ 補助金交付申請時に必要な書類 ◎

※所定様式については、市ホームページからダウンロードできます。

- ・八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書 (第 1 号様式)
- ・企業概要 (パンフレット)
- ・法人登記事項証明書及び定款の写し(法人の場合)
- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人の場合)
- ・決算報告書、貸借対照表及び損益計算書 (直近のもの)
- ・法人(個人)市都民税、法人(個人)事業税、固定資産税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 (直近のもの)
- ・計画概要資料 (工場の位置図、写真等)
- ・経費積算に係る見積書
- ・印鑑登録証明書
- ・工場設置認可書の写し
- ・建築計画概要書(※設備更新・導入事業の場合は不要です。)
- ・暴力団でないことの宣誓書

【お問い合わせ・申請先】 八王子市 産業振興部 産業振興推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話:042-620-7379

E-mail:b092000@city.hachioji.tokyo.jp